

北関東における林業用苗木生産と流通の実態

The actual situation and problems of production and distribution of planting stock in North Kanto region.

都築伸行*1・鹿又秀聡*1・田村和也*1

Nobuyuki Tsuzuki*1, Hidesato Kanomata*1 and Kazuya Tamura*1

*1 森林総合研究所

For. and Forest Prod. Res. Inst., Tsukuba, Ibaraki 305-8687

要旨：近年、造林面積の減少に伴い林業用苗木生産は減少傾向にあり、かつて13億本を超えていた生産本数は2013年現在には約6千万本となっている。しかし、皆伐による木材生産が活発化する地域もあり、それらの地域では再造林のための苗木不足が懸念されている。また、苗木生産者も激減し1千人を割るとともに、高齢化が進んでいる。筆者らは、これら苗木生産と流通の実態を把握するために全国調査を行っており、本報告では北関東地域の現状と課題について分析を進めた。その結果、苗木生産者の著しい減少と高齢化の実態が明らかになった一方で、一部ではコンテナ苗生産を契機に新規参入や新しい生産設備の投資に向けた動きがみられた。

キーワード：林業用苗木、北関東、生産・流通

I はじめに

近年、戦後に造林された人工林は成熟を迎え主伐期に入っている。また、FIT制度導入により木質バイオマスによる発電プラントの設立が全国的に相次いでおり皆伐によって木材を安定的に供給できる体制の構築が求められている(1)。造林面積は、戦後の植林ブームが終わると減少を続けており、これに伴い林業用苗木の需要も大きく減少し、林業用苗木生産者も減少と高齢化が大幅に進んだ。

筆者らは、国立研究開発法人農研機構生研センターの「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業(うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立)の予算により、全国の都道府県庁及び林業用種苗の協同組合(以下、県苗組)への聞き取り調査を行い、コンテナ苗を含めた苗木生産・流通の実態と課題について分析を進めてきた。本論では、このうち北関東地域の林業用苗木の生産・流通の実態と課題について報告する。

II 全国の動向

平成27年版森林・林業白書及び林野庁資料によれば、全国における苗木生産はピーク時の1960年には13億本であった。1960年の人工造林面積は40万haであり、戦後人工造林ブームのピークであった(1, 2)。人工造林面積は次第に減少し、1980年には16万ha、1990年には7万ha、2000年は4万ha、2010年には2万haとなっている。苗木の生産量もこれと並行して減少しており、1970年には11億本、1980年には5億本、1990年には2億本、2000年で1億本となり、2000年代は1億本を下回り、2010年現

在6千万本とである。苗木を生産する苗畑面積も、1960年のピーク時には5,600haあったが2010年現在730haまで減少している。

都道府県別に2011年秋から2012年春までの苗木生産量をみると、北海道が最も多く、2千万本を超える生産がある。次に生産量が多いのは、近年スギの伐採量を皆伐によって伸ばしている宮崎県である。北海道や宮崎県の他、苗木の生産が100万本を超える都道府県は13であり、近年合板工場の設立が相次いで素材生産が活発な東北地方や2000年代以降の「新流通システム」・「新生産システム」事業により比較的大型の製材工場等の木材加工工場の設立が多い九州地方の都道府県が多い。これら100万本以上生産する県で全国生産量のシェアは76%である。また、50万本以上の苗木生産量がある都道府県は27であるが、この27都道府県で全国生産量のシェアは94%となる。近年の苗木生産量及び生産者の減少によって、実質的な生産者の数が一桁である都道府県は11を数える。こうした都道府県では、県内のみでの苗木調達是非常に難しくなっている。

III 北関東における林業用苗木生産

北関東における造林面積と苗木生産量の近年の推移について図-1に示す。各県とも造林面積は2007年から2011年までは減少傾向であったが、2012年及び2013年には茨城県と栃木県で増加している。これに対して苗木の生産量は茨城県と群馬県では2011年以降も減少する傾向にあり、栃木県ではやや下げ止まっている。

茨城県では、2011年秋から2012年春の苗木生産量は約

150 万本であった。かつて水戸徳川藩の時代から、優良な苗木生産地であり、1950 年代には約 6,900 万本が生産された。茨城県で生産された苗木は優良な苗木として評判が高く、福島県など近隣県を始め、林業種苗法で規定される配布区域内からの注文が多いため、県外へ移出される量が比較的多い。県苗組の主導でコンテナ苗生産にも取り組み、後継者育成に繋げていた。

群馬県では、茨城県と同じく皆伐は今のところ少ない。緊急の不足分は静岡県など遠方の県からの移入がみられ、2014 年、スギ苗の不足分を静岡県から購入し、カラマツに関しては福島県から購入していた。コンテナ苗への取り組みは、現在、試行錯誤段階であり、県苗組の役員を中心に取り組まれていた。

栃木県では、皆伐と再造林を促進する「森林資源循環利用先導モデル事業」を開始しており、県の方針として間伐から皆伐に大きく舵をきっている。今後、スギに関しては全量を少花粉コンテナ苗による生産という方針を出している。栃木県苗組では、国有林の入札によって事業を落札した事業者へ、栃木県の苗木を使うように営業を行うなど販売先確保への取り組みを積極的に行っていた。

IV まとめ

苗木の生産・流通を概念的に表すと図-2 の通りである。苗木の生産は、各都道府県苗組や森林組合系統を通じて予想される需要量から、それぞれの生産者に計画生産量が割り当てられる。それは、県苗組と森林組合系統を通して販売されるが、中には需要者から直接の注文をうけて販売されるケースもあることが明らかとなった。

苗木生産量の減少に伴い、北関東地域においても「需給調整会議」における需給調整は難しくなっていることが明らかとなった。一般的に挿し木による生産でない場合、播種からの苗木生産は床替え作業などを含め各県の販売規格に適合するためには 2 年から 3 年を必要とする。国や県の政策方針の変更に伴い、補助制度が大きく変更することがあり、それによって造林面積、すなわち苗木の需要量は大きく変化するため、2～3 年先の需要量を予測するのは難しい。供給側は、育苗期間が長いほど病虫害害等による枯死のリスクを考慮し生産量を多めに設定することが多く、どうしても残苗する場合が多い。しかし、「残苗補償」も難しくなっている。例えば 1 本当たり 1 円を集める共済制度の場合、1 千万本で 1 千万円の基金が 1 年間に集まるが、50 万本では 50 万円となる。また、県と国の資金半々で行う「苗木安定供給制度」においては、基金の運用益からの補償を認めるのみとなっており、低金利の時代には実質的な補償を行う十分な額を捻出することは難しい。需給

調整を難しくさせる理由の 1 つに、種苗組合を通さない生産者からの直接販売（他県への販売も含む）が行われていることがあげられる。優良な苗木は他県からでも購入したいという需要者は多いが、こうした都道府県外への移出量を調整するためには、配布区域ブロックでの広域な調整会議が重要と考えられる。

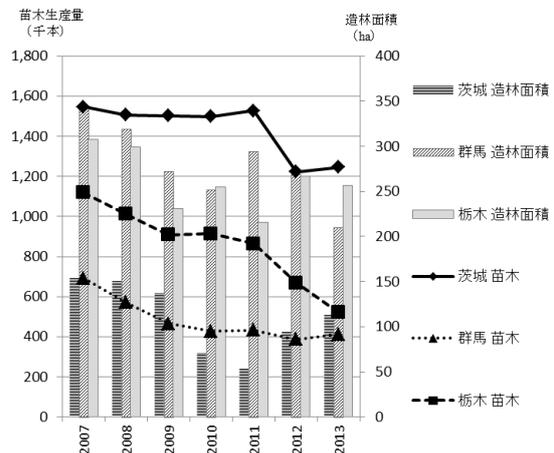


図-1. 北関東における造林面積と苗木生産

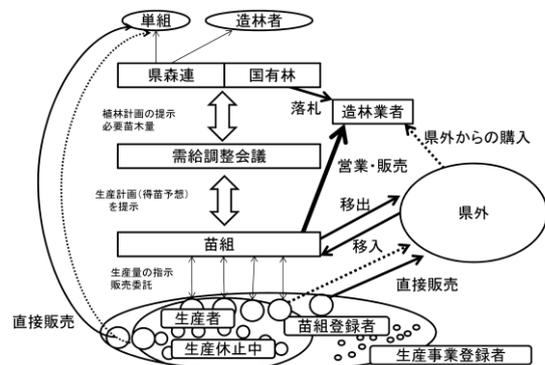


図-2. 苗木生産・流通の概念図

引用文献

- (1) 林野庁編 (2015) 森林・林業白書. 農林統計協会
- (2) 吉村洋 (2015) 苗木の安定供給に向けて. 森林組合 No. 542, : 4-9pp